

## 児童生徒及び教職員が感染した、または濃厚接触者と特定された場合の対応方針

### 1. 方針

下記に示す文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を踏まえて、学校医等や衛生主管部局と相談の上、臨時休業の必要性、規模(学級・学年・学校)及び期間について判断する。

### 2. 個別の事案について

#### (1) 本人が感染した場合

対象	感染判明直後	出席停止の期間及び臨時休業の規模・期間	
		学校外で感染(校内で他者に感染を広めている恐れが低い)場合	感染経路不明(校内で他者に感染を広めている恐れがある)場合
児童生徒	■一旦、学校の臨時休業 ・感染者周辺の高頻度接触環境表面を消毒する。(床や壁などを含む大がかりかつ広範囲の消毒は不要。) ・感染経路を確定する。	本人のみ出席停止 (医師が治癒したと判断するまでの期間)	在籍学級を学級閉鎖 (必要とする期間)
児童生徒と接触時間が長い教職員		本人のみ出勤停止 (医師が治癒したと判断するまでの期間)	接触の多い学級を学級閉鎖 (必要とする期間)
上記以外の教職員			経過観察(臨時休業は不要) 健康観察強化(当面)

#### (2) 本人が濃厚接触者と特定された場合

対象	特定直後	本人	周囲
児童生徒	濃厚接触者周辺の高頻度接触環境表面を消毒する。(床や壁などを含む大がかりかつ広範囲の消毒は不要。)	出席停止(必要とする期間)	経過観察(臨時休業は不要) 健康観察強化(当面)
学級担任・教科担任等、児童生徒と接触時間が長い教職員		出勤停止(必要とする期間)	
上記以外の教職員			

#### (3) 家族が濃厚接触者と特定された場合(本人は該当しない)

- ・健康観察を強化して登校・勤務を継続する。
- ・その家族と接触しないようにする。

### 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」(令和2年4月17日改訂版)

#### (1) 児童生徒等または教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方

感染者の(ア)校内での活動状況、(イ)接触者の多寡、(ウ)地域における感染拡大の状況、(エ)感染経路の明否を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校医等や衛生主管部局と相談の上、臨時休業の必要性、規模(学級・学年・学校)及び期間について判断する。

- \* 感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、校内での感染拡大の状況や可能性を見ながら判断する。

[感染が確認された、また濃厚接触者にあたりと特定された児童生徒等の出席停止期間の基準]

- \* 感染が確認された児童生徒等…医師が治癒したと判断するまでの期間
- \* 濃厚接触者にあたりと特定された児童生徒等…感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して基準として2週間

#### (2) 地域一斉の臨時休業等の考え方

感染拡大警戒地域…直近1週間の新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート(爆発的感染急増)と呼べるほどの状況に至っていない地域。また帰国者・接触者外来の受診者が一定の増加基調が確認される。

- \* 専門家会議の提言では、感染拡大警戒地域では、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされているため、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられる。

#### (3) 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域

- \* 都道府県の知事は、学校等の施設の使用の制限や停止を要請することができる。また、市町村長(対策本部長)から教育委員会に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- \* 上記の場合には、学校の設置者は、その要請内容に応じて、臨時休業を行うことになる。
- \* 学校施設の使用制限がない場合でも、学校の設置者は、地域や児童生徒等の生活圏における蔓延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断する。